

第195回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和元年12月19日（木）

午後1時30分から午後2時30分まで

場 所：県行政庁舎4階 特別会議室

○次第

1 開 会

2 報 告

第194回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（1件）

議案第2368号 仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

4 閉 会

○出席委員

阿留多伎 真人 尚絅学院大学総合人間科学系教授
牛 尾 陽 子 公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
内 田 美 穂 東北工業大学工学部環境エネルギー学科教授
佐 藤 美 砂 弁護士
志 水 田鶴子 仙台白百合女子大学准教授
舟 引 敏 明 宮城大学事業構想学群教授
川 合 靖 洋 農林水産省東北農政局長（代理）
吉 田 耕一郎 国土交通省東北運輸局長（代理）
佐 藤 克 英 国土交通省東北地方整備局長（代理）
松 岡 亮 介 宮城県警察本部長（代理）
佐 藤 仁 宮城県町村会会长（南三陸町長）
深 谷 晃 祐 宮城県議会議員
佐々木 功 悅 宮城県議会議員
鈴 木 勇 治 宮城県市議会議長会会长（仙台市議会議長）
大 橋 昭太郎 宮城県町村議会議長会会长（美里町議会議長）
(以上 15 名、敬称略)

○審議結果

- ・議案第2368号 仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

【議決】原案を承認する。

令和元年12月19日（木）午後1時30分 開会

1 開 会

○事務局（武内都市計画課課長補佐（総括担当）） ただいまから第195回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿の右端の備考欄を御覧下さい。宮城県市長会会長で大崎市長の伊藤康志委員です。本日は欠席されております。続きまして、宮城県議会議員の深谷晃祐委員です。続きまして、宮城県議会議員の佐々木功悦委員です。続きまして、宮城県市議会議長会会長で仙台市議会議長の鈴木勇治委員です。

（1）会議の成立

はじめに、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、15名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

ここで傍聴される方々にお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、事務局からマイクをお渡ししますので、恐縮ではございますが、挙手をいただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本日の配付資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に「議案書」、「議案書別冊」をお渡ししております。また、机上に「座席図及び委員名簿」、「参考資料」、「補足資料」、「第194回審議会議事録」を配付しております。資料に不足はございませんでしょうか。それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、舟引会長、よろしくお願ひいたします。

（2）議事録署名人の指定

○舟引議長 それでは本日もよろしくお願ひします。はじめに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。志水田鶴子委員と、深谷晃祐委員にお願いいたします。

2 前回議案の処理報告

○舟引議長 次に、第194回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報告願います。

○事務局（藤田都市計画課長） それでは、前回までの議案の処理結果につきまして御説明いたします。お手元の『議案書』の3ページを御覧ください。前回御審議いただいた議案でございます。前

回、第194回の審議会におきまして、議案第2367号「特殊建築物の敷地の位置について」1件について御審議いただきました。議案第2367号については、処理結果の欄に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。前回議案の処理報告については、以上でございます。

○舟引議長 以上の報告について、御質問等はございませんか。

(「なし」の声)

○舟引議長 それでは、以上で第194回の審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

○舟引議長 続いて、議案審議に入ります。本日、審議する議案は、議案第2368号の1件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。それでは、議案第2368号「仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議題いたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第2368号 仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○事務局（藤田都市計画課長） それでは、今回の議案であります仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の説明に入ります前に、仙南広域都市計画区域にも甚大な被害をもたらしました、10月の台風19号による被災の概要について、御説明させていただきたいと存じます。お手元の補足資料のほか、前面のスライドも御覧ください。

補足資料の1ページをお開き願います。10月12日、13日の台風19号の気象概要です。宮城県では、10月12日夜遅くから13日未明にかけて、台風の通過に伴い非常に激しい雨となり、阿武隈川や吉田川の流域で観測史上1位を更新する記録的な豪雨となりました。12日19時50分には宮城県に大雨特別警報が発表されました。左下の図の赤枠で示す観測所で観測史上1位の雨量を観測したところでございます。仙台よりも南側の地区で多く観測史上1位を観測しました。右下の図は大雨洪水警報の発令状況でございます。宮城県をはじめ、多くの都県で大雨特別警報が発令されたところでございます。

2ページをお開き願います。続きまして、今回の台風19号の豪雨の状況でございます。10月12日昼から激しい雨となりまして、12日夕方から13日未明にかけては非常に激しい雨となり、局所的には猛烈な雨となりました。仙南、仙台、大崎地域を中心に大雨となりまして、多くの河川で増水や浸水が発生し、また、土砂崩れ多くの地点で発生しました。県内の被害状況ですが、11月29日の13時現在で死者19名、行方不明者2名の被害を受けました。また、床上浸水1,847棟、床下浸水12,580棟の大きな被害を受けました。降り始めからの総降水量は丸森町筆甫で594mm、仙台では383mmを観測したところでございます

3ページをお開き願います。左側の図は、角田市、丸森町における今回の出水の浸水範囲でございます。青のハッチで囲まれたところが浸水範囲でございます。低平地の水田や市街地が浸水しま

した。右側の図は浸水深を示した図でございます。濃い青ほど浸水深が深くなっています。

4ページをお開き願います。浸水状況の航空写真でございます。10月13日に国土地理院が撮影したものでございます。内川、新川の出水状況でございます。丸森町の中心部を南西側から見ているものでございます。

5ページをお開き願います。浸水状況の航空写真でございます。10月13日に国土地理院が撮影したものでございます。丸森町の中心部を南側から見ているものでございます。

6ページを御覧願います。浸水状況の航空写真でございます。同じく、10月13日に国土地理院が撮影したものでございます。丸森町の東側にある雉子尾川を見ているものでございます。

7ページをお開き願います。浸水状況の航空写真でございます。同じく、10月13日に国土地理院が撮影したものでございます。柴田町を横断する白石川と阿武隈川の合流部を、西側から見ているものでございます。

8ページをお開き願います。仙南地域における河川の主要な被災箇所でございます。赤いバツの箇所が堤防決壊箇所でございます。県内では18河川36箇所で決壊被害が発生しました。

9ページをお開き願います。丸森町の中心部付近の内川、五福谷川、新川の決壊箇所でございます。赤丸のところが決壊箇所でございます。この3河川で県内決壊箇所の半数に上る18箇所の決壊被害が発生しました。現在、災害復旧事業のための調査設計を鋭意進め、次期出水に備え、早期復旧に向けて作業を進めているところでございます。

10ページをお開き願います。仙南地域における道路の主要な被災箇所でございます。県内では、道路法面の崩壊、陥没や崩落など、県管理道路の439箇所で被害が発生しました。

11ページをお開き願います。こちらは丸森町内における国道349号の被災箇所でございます。大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国道349号は直轄権限代行により、国土交通省が災害復旧事業に着手しております。また、12月13日に通行止めが解除され通行できるようになっております。

12ページをお開き願います。こちらは丸森町内における県道丸森靈山線・丸森梁川線の被災箇所でございます。④の写真を御覧ください。赤の破線が元の道路位置を示しています。周辺の五福谷川からの出水により、広範囲に冠水や土砂・流木の堆積が見られます。また、⑤の写真のように、並行する内川の水位上昇に伴い崩落が見られる箇所もございます。

13ページをお開き願います。こちらは仙南地域における下水道の主な被災箇所でございます。県内では、仙台市を除く15市町村の流域下水道及び公共下水道で、24箇所の被害が発生しました。

14ページをお開き願います。こちらは丸森町における下水道の主な被災箇所でございます。公共下水道では、丸森町の雨水ポンプ場1箇所で冠水のため運転を停止しております。雨水については仮設ポンプにより対応を行い、汚水については一部、仮設配電盤によりポンプを稼働させて排水しております。汚水につきましては、13ページに水没して運転が休止している写真がありますが、こういったところは仮設配電盤を設置して排水しており現在は溢水はございません。

以上簡単ではございますが、仙南地域の被災状況について御説明させていただきました。本日御審議いただく仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針においては、防災に関する都市計画の決定の方針を示しており、この方針に基づいて台風19号を含む災害対応を推進して参ります。

詳細は後ほど御説明いたします。

それでは、議案内容の説明の前に、案件の全体像と当審議会におけるこれまでの説明の状況について、簡単に御説明いたします。

参考資料の1ページをお開き願います。本県では、令和2年3月末を目標に、都市計画基礎調査を実施し、仙南広域都市計画の将来の都市像などを具体的に明らかにする「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランの見直し作業を進めてまいりました。

2ページをお開き願います。この表は、本県における都市計画区域マスタープランの見直しスケジュールを示したもので、表1の4段目に、本日御報告させていただく仙南広域都市計画区域について記載しておりますが、平成29年度から今回の見直し作業を開始しております。下のスケジュールを御覧ください。これまで、関係市町と、市町マスタープラン、総合計画、国土利用計画等の調整を行いながら、意見照会、回答を経て素案を作成し、今年の7月には住民説明会を開催したほか、11月に案の縦覧を行い、今回の都市計画審議会への付議を経て、来年3月に告示を行う予定となっております。

3ページを御覧願います。次に、見直しの目的について説明させていただきます。4点ございます。1点目は、現行の都市計画区域マスタープランが、広域都市計画区域として平成25年に策定され、その後に平成27年国勢調査が実施されるなど前回の策定から5年以上経過していることです。2点目は、仙南地域で広域景観計画を策定しようとしておりまして、蔵王連峰を中心とした景観の保全を図る必要があることです。3点目は、当県の総合計画である宮城の将来ビジョンに掲げております県内への産業誘導を主とした富県宮城及びコンパクトで機能的なまちづくり等の実現に向けた見直しが必要であることです。4点目は、人口減少や超高齢社会の進展、東日本大震災や関東・東北豪雨等の大規模災害の教訓等を踏まえた見直しが必要であることです。

見直しの方針についてですが、当県を取り巻く情勢の変化を踏まえて、3点ございます。1点目は、都市間の交流、資源の共有により個性豊かな都市が連携する一体的な都市圏づくりです。2点目は、広域交通の利便性、美しい自然環境と歴史・文化を生かした魅力ある産業地づくりです。3点目は、災害に強く、生活サービス機能が集約した、安全で質の高い暮らしやすい生活空間づくりです。

4ページをお開き願います。次に、本日御報告する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について御説明いたします。図2にお示しするように、この方針には大きく分けて3点定めることとされております。1点目は、「都市計画の目標」でありまして、人口と産業規模の現況と将来の見通しについてです。2点目は、「区域区分」、いわゆる「市街化区域及び市街化調整区域」の決定の有無とそれを定める際の方針であります。3点目は、「主要な都市計画の決定の方針」として、用途地域等の土地利用、道路や下水道等の都市施設、土地区画整理事業などの市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全などに係る都市計画の決定方針についてです。

全体として非常に内容が多くなっていることから、8月の第194回審議会において、今回の見直しの考え方やスケジュールと「①都市計画の目標」と「③主要な都市計画の決定の方針」の概要について御説明させていただきました。

5ページを御覧願います。県が定める都市計画区域マスタープランと市町村が定める市町村都市計画マスタープランとの関係について、御説明いたします。県が定める都市計画区域マスタープランについては、県の総合計画である宮城の将来ビジョンや国土利用計画法に基づく県国土利用計画

と土地利用基本計画を上位計画とし、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものとして定めることになっております。一方、市町村が定める市町村都市計画マスターplanについては、県が定める都市計画区域マスターplan、市町村の建設に関する基本構想、いわゆる総合計画に即して定められることとされており、住民に最も近い立場である市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべきまちの姿をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自ら定める都市計画の方針として定めることになっております。また、立地適正化計画は市町村マスターplanの一部として、市町村が定めることとなっております。都市計画区域マスターplanは基本的な方向性を定め、具体的なきめ細かい都市計画の方針は市町村都市計画マスターplanに定めることで、都市計画制度を運用していくことになっております。土地利用や都市施設等の都市計画については、都市計画区域マスターplanや市町村マスターplanなどに即して決定され、具体的な事業が実施されることになっております。

6ページをお開き願います。前回の都市計画審議会の後に各委員の皆様に、マスターplanの原案について、意見照会させていただきましたが、意見はありませんでした。次に、前回の都市計画審議会の後にマスターplanの原案を変更した箇所を説明させていただきます。全部で3点あります、1点目は別冊資料1ページ目の29行目のところでございます。今年の10月に発生した台風19号により、仙南広域都市計画区域内でも甚大な被害があったことから、台風19号について表現を追加したものでございます。別冊資料7ページの4行目についても、同様の表現の追加を行いました。また、3点目の別冊資料24ページの19行目については、仙南地域広域景観計画としていたところを市町の景観計画も含まれるように「景観法に基づく景観計画」とし、適切な表現に修正しました。

続きまして、議案書にお戻りいただき、5ページをお開き願います。先ほど御説明いたしました見直しの考え方に基づいて仙南広域都市計画区域マスターplanを変更するもので、宮城県決定となります。

「2 変更の理由」を御覧ください。宮城の将来ビジョンに掲げる富県宮城及びコンパクトで機能的なまちづくり等の実現や宮城県震災復興計画に掲げる災害に強いまちづくりの実現、また、蔵王連峰を中心とする自然や歴史と文化によって培われた景観の保全に向け、市町の総合計画等も踏まえ、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を見直すものであります。別冊の「仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」の表紙をめくりまして目次を御覧願います。マスターplanは、「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無」及び「主要な都市計画の決定の方針」を定める内容となっております。また、本文の前に「序. 仙南広域都市計画区域における都市づくりの基本的課題」として、今回の見直しにおける課題認識について記載しております。

「序. 仙南広域都市計画区域における都市づくりの基本的課題」を御説明いたします。段落毎に、4点の項目について記載しております。1点目は「自然環境・景観の保全」、2点目は「富県宮城の実現」、3点目は「コンパクト・プラス・ネットワークの推進」、そして4点目が「災害対策の強化」です。仙南地区では、このような課題認識のもとで仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全を推進する必要があると考えております。

2ページをお開き願います。「1 都市計画の目標」について御説明いたします。「① 目標年

次」は、令和17年としております。「② 都市計画区域の範囲及び規模」は、白石市から丸森町の2市6町にかかる36, 538haとしております。

3ページをお開き願います。前回の都市計画審議会で報告させていただきましたが、都市計画区域のおおむねの人口は、令和17年には約11万7, 300人になると予測しております。おおむねの産業規模は、令和17年には製造品出荷額等が約8, 200億円に、年間商品販売額が約3, 400億円になると予測しております。

4ページをお開き願います。「（2）都市づくりの基本理念」について御説明いたします。都市づくりの基本的な方向性については、先に参考資料で御説明しましたが、ここに掲げる3点を考えており、これらの基本的な方向性を踏まえ、本区域の将来像を「蔵王連峰に抱かれた地域資源を活かして、圏域内外の人と文化が交流し、安心して住み続けられる広域生活圏の形成」としております。

11ページをお開き願います。この図は仙南広域都市計画区域における都市の将来構造を示したものです。赤、紫、橙色の丸で示したものが、人口動向や買物動向を考慮して定めた圏域拠点、都市拠点、地域拠点でございます。青い丸で示したものが、工業・物流拠点でございます。茶色の丸で示したものが、観光拠点でございます。これらの拠点を鉄道軸、幹線道路軸で結び、赤い矢印で示したものが都市圏連携軸であり、居住や生活サービス機能の誘導、集積を図ることとしております。また、青い矢印で示したものが工業・物流機能集積軸であり、工業・物流機能の集積を図ることとしており、この2つの軸を中心に圏域内外にわたる広域的な連携を図ることとしております。各拠点の周囲については、都市基盤の整備、保全を図り土地利用を増進する市街地ゾーン、その周囲に農地の保全を図り、潤いとゆとりのある住環境の維持、形成を図る田園・集落共生ゾーンを配置し、山間部には自然環境、景観を保全する自然環境保全・活用ゾーンを配置することとしております。これらの都市機能を相互に組み合わせることで、コンパクトで機能的なまちづくりを実現していきたいと考えております。

12ページをお開き願います。「2 区域区分の決定の有無」についてですが、本区域では今後も無秩序な市街化が進行する可能性は低いことから、区域区分を定めないものとします。

13ページをお開き願います。「3 主要な都市計画の決定の方針」について御説明いたします。これは、土地利用、都市施設、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針を示しております。はじめに「（1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」について、箱で囲まれた箇所を御覧ください。本区域では、居住や公共施設、生活サービス施設の計画的な更新、誘導による身近な生活圏の形成や、インターチェンジ周辺などへの新たな産業の立地誘導や既存産業の維持を図ることとしております。

17ページをお開き願います。「（2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。「1)交通施設」については、既存道路の有効活用による交通需要への対応や、都市計画道路の見直し及び地域の実情に合わせた総合交通体系を構築することとしております。

19ページをお開き願います。あわせて、前面のスライドも御覧ください。表には、おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業を記載しております。前面のスライドには、付図として事業実施箇所を示しております。赤の丸数字でそれぞれの事業箇所の位置を示しておりますので、あわせて御覧ください。①の（仮称）菅生スマートインターチェンジから⑥の都市計画道路中河原白

石沖線」を実施予定の事業としております。

20ページをお開き願います。「2) 下水道及び河川」のうち、下水道については、既存施設の適正な維持、管理及び需要に応じた事業区域などの見直しを行うとともに、浸水区域の解消を図るための雨水排水施設整備を推進することとしております。河川については、多発する豪雨に対する安全性の向上に資する河川改修を推進するとともに、水辺とまちが融合したかわまちづくりを推進することとしております。各河川は、河川整備計画に基づき、治水機能の維持、向上に向けた改修を進めるとともに、適切な維持、管理を図ります。河川整備計画の対象となっていない河川についても、災害発生状況等を勘案し、必要に応じて整備計画を立案した上で、計画的な整備、改修を図ります。表には、おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業を記載しております。前面のスライドには赤の三角数字で河川の事業箇所の位置を示しております。河川については、1の小田川を実施予定の事業としております。下水道については、1の阿武隈川流域関連公共下水道から3の川崎町公共下水道までを実施予定の事業としております。前面のスライドには下水道の事業区域の範囲を示しております。

22ページをお開き願います。「3) その他の都市施設」については、都市生活を支える重要な施設として、計画的な維持・管理を図ることとしております。おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業は特に予定しておりません。

23ページを御覧願います。「(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。本区域では、当面の間、具体的な市街地開発事業は予定されておりませんが、今後の市街地開発にあたっては、賑わいのある商業市街地、安全性・快適性の高い住宅市街地を形成することとしております。

24ページをお開き願います。「(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」について、御説明いたします。本区域における公園・自然的環境の現状を踏まえ、都市における潤いの創出など多様な機能に資する公園や緑地の整備を推進することとしております。また、本区域では、「ii 環境・景観」として、景観法に基づく景観計画と連携し、まち並みの景観保全・形成を図ることとしております。おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業は特に予定しておりません。

28ページをお開き願います。今回の見直しにおいて新たに追加した「(5) 防災に関する都市計画の決定の方針」について御説明いたします。東日本大震災や今年10月に発生した台風19号等の自然災害を踏まえ、災害による被害を低減し早期復興が図られるよう、避難、救急活動、緊急物資輸送に資する広域的なネットワークの形成を図るとともに、建築物やライフラインの耐震化、土砂災害対策、災害の危険性のある地域における市街化の抑制といった各種対策を組み合わせながら進めていくこととしております。また、豪雨や土砂災害等の自然災害に対するハード整備及び適切な維持・管理に加え、河川水位のモニタリング、火山活動の監視・観測体制の充実、災害情報の発信システムなどの強化や各種ハザードマップの周知といったソフト対策の充実を図ることとしております。

30ページをお開き願います。これまで説明申し上げてきた主要な都市計画の決定の方針を総括した付図を示しております。

以上で議案第2368号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願ひいたします。

○舟引議長 事務局からの説明に、委員の皆様から御意見・御質問はございませんか。

○内田委員 仙南広域都市計画区域に七ヶ宿町が含まれない理由を教えてください。

○事務局（藤田都市計画課長） 都市計画区域の設定にあたっては、市街地の動向、人の動き、商圈の状況等に関する都市計画基礎調査を行い関連性を調べたところ、七ヶ宿町については仙南広域都市計画区域には入らないとしたものです。

○舟引議長 いかがですか。

○内田委員 産業面ではそうなのかもしれません、今回防災分野を組み込んだことから、河川の管理を考えた場合に、七ヶ宿町が入っていないことは適當なのだろうかと思いました。

○舟引議長 事務局、回答をお願いします。

○事務局（藤田都市計画課長） 大前提として、七ヶ宿町には都市計画区域がありません。都市計画区域の設定は、人口3,000人以上等の要件がございますが、七ヶ宿町はそういう要件を備えていないという経緯がございます。今回のマスタープランは都市計画区域のある市町村が対象となっているため、七ヶ宿町は含まれていないということでございます。

○舟引議長 よろしいですか。

○内田委員 はい。

○舟引議長 そのほかいかがでしょうか。

では、私から質問します。先ほど、今回の台風19号の被害の説明がございましたけれども、マスタープランで自然災害に対応した部分を説明願います。

○事務局（藤田都市計画課長） 議案書別冊の20ページの方を御覧ください。「i 下水道」の2段落目に、「また、近年多発する大型台風や集中豪雨などの水害から市街地を守るため、引き続き雨水排水施設の整備を進め、浸水地域の解消を図る。」としております。今回の台風では河川の堤防が決壊して浸水被害を受けたということと、堤防は決壊しませんが内水被害により市街地が浸水したということがございましたので、そういうことから市街地の浸水を防ぐために下水道整備を進めていくということで、このような表現としております。「ii 河川」につきましては、2段落目を御覧ください。「本区域は、これまでにも河川氾濫による浸水被害などを受けていることから、大型台風や集中豪雨などに対する安全性を高める河川改修や河川施設の維持、管理を図る。」としております。市街地を守るために下水道と河川の整備をしっかりととして防災対策を講じていくということでございます。

次に28ページを御覧ください。「（5）防災に関する都市計画の決定の方針」が新たにマスタープランに付け加えた方針となっております。従来のマスタープランにはこの項目はなく、東日本大震災を踏まえまして、自然災害に都市計画でもしっかりと対応していく必要があるということで、定めさせていただいたものです。台風19号の豪雨被害に関連したものとしましては、29ページの「③ その他大規模災害に対する方針」としまして、2段落目「近年、全国的に頻発、激甚化する風水害に鑑み、河川の整備計画、整備水準を大きく上回る降雨量、流量によって洪水が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、河川管理施設の整備及び適切な維持、管理のみならず、水防法に基づく洪水予報河川や水位周知河川の指定、当該河川及びその他河川などにおける浸水想定区域図の策定、周知を推進する。」と定めております。

水害につきましては、このような方針の下に、しっかりと取り組んでまいります。

○舟引議長 ありがとうございます。そのほかございますか。阿留多伎委員どうぞ。

○阿留多伎委員 都市計画公園の整備率が25%ということですが、整備されていない75%はどこ箇所になるのでしょうか。

○舟引議長 事務局、回答願います。

○事務局（藤田都市計画課長） 25ページに記載の都市計画公園の整備については、平成29年度末現在で計画面積958.6haに対しまして、供用済面積239.8haということになっております。国営みちのく杜の湖畔公園が仙南地域で最大の公園として、25%の大部分を占めておりますが、未整備の75%についても国営みちのく杜の湖畔公園が大部分を占めております。そのほか、市街地の未整備部分については、安心安全な市街地整備のためには必要と認識しておりますので、市町が計画的に確保していくという位置づけになっております。

○舟引議長 阿留多伎委員どうぞ。

○阿留多伎委員 未整備の75%は約700haですが、これはすべて市街地に計画されているのでしょうか。それとも他に計画地があるのか。そこが分からぬので教えてほしいという趣旨です。

○事務局（藤田都市計画課長） 市街地以外にもございます。30ページの付図に記載の国営みちのく杜の湖畔公園は、571.5haが未整備に区分されています。

○舟引議長 都市計画決定されている事項ですので、しっかりと説明願います。

○事務局（藤田都市計画課長） 内訳を説明いたします。計画面積958.6haのうち、計画上、広域公園としているのは647.4haございます。この広域公園面積647.4haのうち未整備面積が571.5ha、整備済面積が75.9haということになっており、広域公園が最も未整備面積を占めている割合が大きいということになっております。また、先ほど説明しました市街

地の中の公園は、街区公園や近隣公園ということになりますが、街区公園は約20haの計画に対して約90%が整備済みとなっております。また、近隣公園は約80haが整備済みとなっており、市街地の中の公園は整備が進んでおります。このため、未整備の75%につきましては主に広域公園となります。

○舟引議長 そのほか、御意見、御質問ございますか。よろしいですか。それではお諮りいたします。
議案第2368号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2368号：原案のとおり承認する。（賛成15名、反対0名）

○舟引議長 以上で、本日予定していた審議案件はすべて終了いたしました。事務局から、何かありますか。

○事務局（本間都市計画課課長補佐） 次回の開催予定について御案内します。次回は、令和2年3月16日月曜日の開催を予定しております。時間は、午前10時から正午までを見込んでおります。詳細につきましては、後日改めて連絡を申し上げます。

5 閉会

○舟引議長 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

○事務局（武内都市計画課課長補佐（総括担当）） 以上をもちまして、第195回宮城県都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

令和元年12月19日（木）午後2時30分 閉会